

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	上麻生 (上麻生町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年3月22日 (第3回)

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

平成28年度、農地中間管理機構に集落内農地を全筆預け、(農)上麻生営農組合が一括管理している。更に平成27年度から28年度に農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業により全筆暗渠排水を施工し、高低差の少ない水田にあっては畦畔を除去して区画拡大を図った。このことにより水稲や戦略作物の作業効率の向上、増収及び高品質化を図ることを実現した。現在、当集落は集落一農場方式で集約化が完了しているため、今後においてもより一層効率化を図り健全経営を持続して行く。

(2) 地域における農業の将来の在り方

法人営農の経営状況については、昨今の米価低迷、肥料・農薬・燃油価格の高騰等非常に厳しい環境下であるものの、一等米比率の向上や麦・大豆の品質向上及び増収により、各種交付金と販売収益の増額により健全経営を維持している。今後にあっても水稲を主要作物と位置付け、品種を3品種に固定し、作期分散と肥料・苗の効率化及び品種別に団地化を図り、環境こだわり栽培を継続する。また、ほ場の環境条件を整備したことから戦略作物である小麦・大豆についても水稲同様主要作物と捉えており、基幹作輸出米及び二毛作である麦後輸出米についても引き続き安定栽培を継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	25 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	25 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
全農地集積（集約化）が完了しているため、維持継続していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
既に全筆農地中間管理機構を活用している。
(3) 基盤整備事業への取組方針
農業基盤整備促進事業及び農地耕作条件改善事業により、可能な農用地の区画拡大と、全筆暗渠排水工事が完了している。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
農地中間管理事業を活用した時点で、集落の農業経営体は（農）上麻生営農組合のみである。しかしながら、法人営農だけでは補えない事案もあるため、JA滋賀蒲生町管内で組織する『集落営農法人連絡協議会』との連携を密に多様な課題に取り組んで行く。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農作業の効率化や適期作業を考慮しつつ、高額なドローンやトラクターアタッチメント・乾燥調製機械等については、作業面積や経営的にも導入を控え、作業内容によってはJAカントリー施設や蒲生地域内法人組織に作業を委託している。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ③水稲作の仕上げ防除は蒲生地域内（農）ぐっど・はーべすと所有のドローンにて散布を委託している。
- ④水稲基幹作による輸出米と麦後二毛作による輸出米に取り組んでいる。